

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年5月9日

【発行者名】 ブラックロック・ジャパン株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 出川 昌人

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

【事務連絡者氏名】 加藤 淳一郎

【電話番号】 03-6703-4935

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 iシェアーズ日経225

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 5兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 名 称 株式会社東京証券取引所
(所在地 東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年11月9日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原有有価証券届出書」といいます。）の内容の一部に変更がありましたので、関係事項を下記の通り訂正するものであります。

2【訂正の内容】

原有有価証券届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

商品分類

<訂正前>

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく当ファンドの商品分類は以下のとおりです。
（中略）

商品分類、属性区分の全体的な定義等は、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

<訂正後>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく当ファンドの商品分類は以下のとおりです。

（中略）

商品分類、属性区分の全体的な定義等は、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

(3)【ファンドの仕組み】

委託会社の概況

全文訂正につき、訂正後の内容を記載いたします。

<訂正後>

平成25年2月末現在の委託会社の概況は、以下のとおりです。

a. 資本金の額 2,435百万円

b. 沿革

1985年1月	メリルリンチ投資顧問株式会社 (後のメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社)設立 1987年3月 証券投資顧問業者として登録 1987年6月 投資一任業務認可を取得 1997年12月 投資信託委託業務免許を取得
1988年3月	パークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社 (後のパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社)設立 1988年6月 証券投資顧問業者として登録 1989年1月 投資一任業務認可を取得 1998年3月 投資信託委託業務免許を取得
1999年4月	野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社 (後のブラックロック・ジャパン株式会社)設立 1999年6月 証券投資顧問業者として登録 1999年8月 投資一任業務認可を取得
2006年10月	メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号:「ブラックロック・ジャパン株式会社」
2009年12月	パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号:「ブラックロック・ジャパン株式会社」

c. 大株主の状況

株主名	住所	所有 株式数	所有比率
ブラックロック・ジャパン・ ホールディングス合同会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	10,158株	100%

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

全文訂正につき、訂正後の内容を記載いたします。

<訂正後>

信託報酬の総額（消費税等相当額を含む。以下同じ。）は、ファンドの規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.1785%（税抜年0.17%）の率を乗じて得た金額とし、委託会社および受託会社間の配分については、次のとおりとします。

	委託会社	受託会社	合計
信託財産の純資産総額に対して	年0.09975% (税抜0.095%)	年0.07875% (税抜0.075%)	年0.1785% (税抜0.17%)

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

(5)【課税上の取扱い】

全文訂正につき、訂正後の内容を記載いたします。

<訂正後>

個人の受益者に対する課税

a．受益権の売却時

[平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間]

原則として、譲渡益につき10.147%（所得税7.147%、地方税3%）の税率が適用となる「申告分離課税」の取扱いとなります。源泉徴収選択口座においては申告が不要となる特例があります。

[平成26年1月1日以降]

原則として、譲渡益につき20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率が適用となる「申告分離課税」の取扱いとなります。源泉徴収選択口座においては申告が不要となる特例があります。

b．収益分配金の受取り時

[平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間]

原則として、分配金の受取り時に10.147%（所得税7.147%、地方税3%）の税率による源泉徴収が適用となります。確定申告を行い申告分離課税または総合課税を選択することも可能です。総合課税を選択した場合、配当控除が適用され、株式の配当金と同様に扱われます。

[平成26年1月1日以降]

原則として、分配金の受取り時に20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による源泉徴収が適用となります。確定申告を行い申告分離課税または総合課税を選択することも可能です。総合課税を選択した場合、配当控除が適用され、株式の配当金と同様に扱われます。

c．受益権と現物株式との交換

交換される場合には、指定参加者にお問い合わせください。指定参加者につきましては、照会先までお問い合わせください。

d．譲渡損失と収益分配金との間の損益通算の特例の創設

売却時および交換時の差損（譲渡損失）については、確定申告により上場株式等の配当所得（申告分離

課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

a. 受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

b. 収益分配金の受取り時

収益分配金は益金不算入の対象となり、その限度は株式の配当金と同様の取扱いとなります。

c. 受益権と現物株式との交換

交換される場合には、指定参加者にお問い合わせください。指定参加者につきましては、照会先までお問い合わせください。

税法が改正された場合等には、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更となる場合があります。詳細はお申込みの際にご確認ください。

5【運用状況】

原有価証券届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」は、以下の通りに更新されます。

(1)【投資状況】

平成25年1月末現在

資産の種類	金額（円）	投資比率（％）
株式	9,180,204,000	97.96
内 日本	9,180,204,000	97.96
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	191,211,102	2.04
純資産総額	9,371,415,102	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注2）地域は発行通貨の国で区分しております。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a. 上位30銘柄

平成25年1月末現在

	銘柄	業種	数量	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
				単価(円) 金額(円)	金額(円)	単価(円) 金額(円)	金額(円)	
1	ファーストリテイリング	小売業	33,000	17,610.00 581,130,000		24,080.00 794,640,000		8.48
2	ファナック	電気機器	33,000	12,570.00 414,810,000		14,250.00 470,250,000		5.02
3	ソフトバンク	情報・通信業	99,000	3,190.00 315,810,000		3,260.00 322,740,000		3.44
4	京セラ	電気機器	33,000	6,610.00 218,130,000		8,270.00 272,910,000		2.91
5	本田技研	輸送用機器	66,000	2,559.00 168,894,000		3,505.00 231,330,000		2.47
6	KDDI	情報・通信業	33,000	5,530.00 182,490,000		6,800.00 224,400,000		2.39
7	信越化学	化学	33,000	4,260.00 140,580,000		5,590.00 184,470,000		1.97
8	キヤノン	電気機器	49,500	2,722.00 134,739,000		3,365.00 166,567,500		1.78
9	武田薬品	医薬品	33,000	3,685.00 121,605,000		4,700.00 155,100,000		1.66
10	アステラス製薬	医薬品	33,000	3,865.00 127,545,000		4,655.00 153,615,000		1.64
11	セコム	サービス業	33,000	3,830.00 126,390,000		4,560.00 150,480,000		1.61
12	トヨタ自動車	輸送用機器	33,000	3,205.00 105,765,000		4,365.00 144,045,000		1.54
13	エーザイ	医薬品	33,000	3,595.00 118,635,000		4,000.00 132,000,000		1.41
14	テルモ	精密機器	33,000	3,395.00 112,035,000		4,000.00 132,000,000		1.41
15	東京エレクトロン	電気機器	33,000	3,920.00 129,360,000		3,920.00 129,360,000		1.38
16	ダイキン工業	機械	33,000	2,069.00 68,277,000		3,490.00 115,170,000		1.23
17	デンソー	輸送用機器	33,000	2,664.00 87,912,000		3,420.00 112,860,000		1.20
18	TDK	電気機器	33,000	3,380.00 111,540,000		3,385.00 111,705,000		1.19
19	日本たばこ産業	食料品	33,000	2,528.00 83,424,000		2,847.00 93,951,000		1.00
20	NTTデータ	情報・通信業	330	244,900.00 80,817,000		279,300.00 92,169,000		0.98
21	住友不動産	不動産業	33,000	1,977.00 65,241,000		2,785.00 91,905,000		0.98
22	セブン&アイ・HLDGS	小売業	33,000	2,547.00 84,051,000		2,782.00 91,806,000		0.98
23	トレンドマイクロ	情報・通信業	33,000	2,420.00 79,860,000		2,671.00 88,143,000		0.94
24	花王	化学	33,000	2,222.00 73,326,000		2,624.00 86,592,000		0.92
25	ニコン	精密機器	33,000	2,086.00 68,838,000		2,611.00 86,163,000		0.92
26	日揮	建設業	33,000	2,492.00 82,236,000		2,589.00 85,437,000		0.91
27	電通	サービス業	33,000	1,989.00 65,637,000		2,555.00 84,315,000		0.90
28	アドバンテスト	電気機器	66,000	1,081.00 71,346,000		1,241.00 81,906,000		0.87
29	小松製作所	機械	33,000	1,699.00 56,067,000		2,435.00 80,355,000		0.86
30	ブリヂストン	ゴム製品	33,000	1,889.00 62,337,000		2,393.00 78,969,000		0.84

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

(注2) 地域は発行通貨の国で区分しております。

b. 種類別および業種別投資比率

平成25年1月末現在

種類	業種	投資比率(%)
株式	水産・農林業	0.12
	鉱業	0.19
	建設業	3.11
	食料品	4.51
	繊維製品	0.57
	パルプ・紙	0.35
	化学	6.10
	医薬品	7.24
	石油・石炭製品	0.38
	ゴム製品	1.09
	ガラス・土石製品	1.57
	鉄鋼	0.39
	非鉄金属	1.65
	金属製品	0.44
	機械	5.06
	電気機器	17.65
	輸送用機器	7.63
	精密機器	3.23
	その他製品	0.80
	電気・ガス業	0.35
	陸運業	2.50
	海運業	0.24
	空運業	0.06
	倉庫・運輸関連業	0.48
	情報・通信業	8.75
	卸売業	2.95
	小売業	11.06
	銀行業	1.46
	証券、商品先物取引業	0.67
	保険業	1.08
	その他金融業	0.68
	不動産業	2.96
	サービス業	2.63
合計		97.96

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該業種の評価額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

平成25年1月末現在

種類	地域	取引所	資産名	買建/ 売建	数量 (枚)	帳簿価額 (円)	時価評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	日本	大阪証券 取引所	大証日経平均株価 指数先物	買建	16	152,535,200	177,760,000	1.90

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率です。

(注2) 評価金額は、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

(注3) 地域は発行通貨の国で区分しております。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成25年1月末現在、同日前1年以内における各月末および直近10計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間末 または各月末	純資産総額(円)	基準価額		市場価額(円)
		分配落(円)	分配付(円)	
第2計算期間 (平成15年8月9日)	7,578,836,550	9,322	9,385	9,100
第3計算期間 (平成16年8月9日)	4,572,728,072	10,866	10,980	10,780
第4計算期間 (平成17年8月9日)	2,254,071,059	11,871	11,928	11,940
第5計算期間 (平成18年8月9日)	4,867,639,841	15,643	15,721	15,680
第6計算期間 (平成19年8月9日)	6,175,995,872	17,169	17,288	17,310
第7計算期間 (平成20年8月9日)	4,733,764,811	13,160	13,322	13,150
第8計算期間 (平成21年8月9日)	4,779,034,414	10,436	10,571	10,460
第9計算期間 (平成22年8月9日)	3,209,511,689	9,547	9,711	9,510
第10計算期間 (平成23年8月9日)	4,773,160,012	8,934	9,069	9,030
第11計算期間 (平成24年8月9日)	7,711,355,433	9,000	9,138	8,990
平成24年1月末現在	7,388,136,540	8,871	-	8,860
平成24年2月末現在	7,194,963,498	9,803	-	9,790
平成24年3月末現在	7,524,874,541	10,253	-	10,230
平成24年4月末現在	6,391,906,069	9,679	-	9,660
平成24年5月末現在	6,802,061,157	8,686	-	8,670
平成24年6月末現在	7,180,759,538	9,169	-	9,140
平成24年7月末現在	6,931,145,055	8,850	-	8,840
平成24年8月末現在	7,377,500,648	8,868	-	8,880
平成24年9月末現在	7,462,684,421	8,970	-	8,960
平成24年10月末現在	7,509,660,002	9,027	-	9,030
平成24年11月末現在	7,942,424,379	9,547	-	9,520
平成24年12月末現在	8,748,548,478	10,516	-	10,540
平成25年1月末現在	9,371,415,102	11,264	-	11,260

(注) 市場価額とは、東京証券取引所における当日終値です。ただし、当日の終値が見つからない場合においては、直近日の終値を記載しています。

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）	10口当たりの分配金（円）
第2計算期間	63	630
第3計算期間	114	1,140
第4計算期間	57	570
第5計算期間	78	780
第6計算期間	119	1,190
第7計算期間	162	1,620
第8計算期間	135	1,350
第9計算期間	164	1,640
第10計算期間	135	1,350
第11計算期間	138	1,380

【収益率の推移】

	基準価額の収益率の推移	市場価額の収益率の推移
	収益率（％）	収益率（％）
第2計算期間	6.0	16.1
第3計算期間	17.8	18.5
第4計算期間	9.8	10.8
第5計算期間	32.4	31.3
第6計算期間	10.5	10.4
第7計算期間	22.4	24.0
第8計算期間	19.7	20.5
第9計算期間	6.9	9.1
第10計算期間	5.0	5.0
第11計算期間	2.3	0.4
第12計算期間（中間）	25.3	25.6

（注1）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

（注2）各計算期間の市場価額の収益率は、計算期間末の市場価額から、当該計算期間の直前の計算期間末の市場価額（以下「前期末市場価額」といいます。）を控除した額を、前期末市場価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

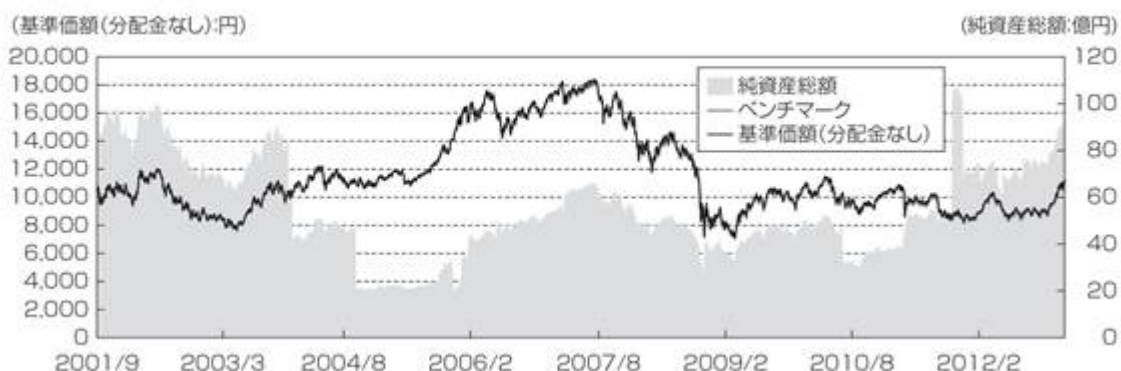
期 間	設定口数	解約口数
第2計算期間	60口	22,050口
第3計算期間	23,992口	416,160口
第4計算期間	33口	231,000口
第5計算期間	217,938口	96,640口
第6計算期間	48,540口	-
第7計算期間	-	-
第8計算期間	98,240口	-
第9計算期間	-	121,770口
第10計算期間	222,780口	24,724口
第11計算期間	543,630口	866,180口
第12計算期間（中間期）	0口	24,845口

(注) 上記の数字はすべて本邦内における設定および解約の実績です。

(参考情報)

運用実績(2013年1月31日現在)

基準価額・純資産の推移



分配の推移

設定来累計		1,220円
第7期	2008年 8月	162円
第8期	2009年 8月	135円
第9期	2010年 8月	164円
第10期	2011年 8月	135円
第11期	2012年 8月	138円

※分配金は税引前、1口当たり

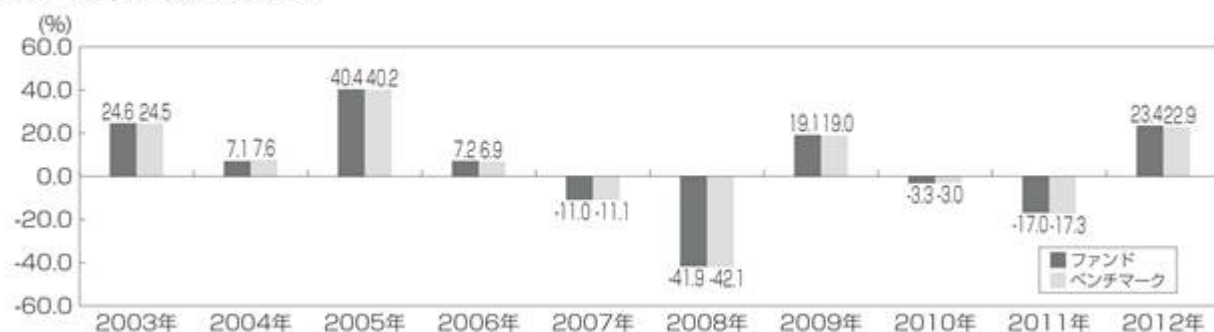
主要な資産の状況

組入上位10銘柄(%)

	銘柄名	業種	比率
1	ファーストリテイリング	小売業	8.5
2	ファナック	電気機器	5.0
3	ソフトバンク	情報・通信業	3.4
4	京セラ	電気機器	2.9
5	本田技研	輸送用機器	2.5
6	KDDI	情報・通信業	2.4
7	信越化学	化学	2.0
8	キヤノン	電気機器	1.8
9	武田薬品	医薬品	1.7
10	アステラス製薬	医薬品	1.6

年間収益率の推移

※ファンドの収益率は、基準価額(分配金なし)をもとに算出しております。
 ※過去10年間の年間収益率の推移です。



※運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。
 ※ベンチマークはあくまでも参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

第2【管理及び運営】

2【換金（解約）手続等】

受益権と信託財産に属する株式との交換

a . ~ i .（省略）

<訂正前>

j . 交換の請求を行った指定参加者および交換請求者が、日経225構成銘柄である株式の発行会社またはその子会社（会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合には、交換必要口数から、当該発行会社の個別銘柄時価総額に相当する口数の受益権を除いた口数の受益権を、指定参加者および交換請求者に交付します。この場合の個別銘柄時価総額は、法令および社団法人投資信託協会規則に従って得た時価から当該株式売却および当該売却代金により信託財産中の株式の銘柄およびその数量を変更する為の取引にかかる経費に相当する金額として当該時価総額に0.2%を乗じて得た額を控除した額とします。

<訂正後>

j . 交換の請求を行った指定参加者および交換請求者が、日経225構成銘柄である株式の発行会社またはその子会社（会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合には、交換必要口数から、当該発行会社の個別銘柄時価総額に相当する口数の受益権を除いた口数の受益権を、指定参加者および交換請求者に交付します。この場合の個別銘柄時価総額は、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って得た時価から当該株式売却および当該売却代金により信託財産中の株式の銘柄およびその数量を変更する為の取引にかかる経費に相当する金額として当該時価総額に0.2%を乗じて得た額を控除した額とします。

k . ~ r .（省略）

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<基準価額>

<訂正前>

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。基準価額は組入れる有価証券等の値動きなどにより日々変動します。

日々の基準価額は、指定参加者にお問い合わせいただくか、または委託会社への電話により知ることが出来ます。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

インターネットホームページ：<http://www.blackrock.co.jp>

<有価証券等の評価基準>

国内株式：原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の最終相場で評価します。

<訂正後>

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。基準価額は組入れる有価証券等の値動きなどにより日々変動します。

日々の基準価額は、指定参加者にお問い合わせいただくか、または委託会社への電話により知ることが出来ます。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

インターネットホームページ：<http://www.blackrock.co.jp>

< 有価証券等の評価基準 >

国内株式：原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の最終相場で評価します。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

原有価証券届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」の末尾に、以下の記載が追加されます。

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）及び同規則第38条の3並びに第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（平成24年8月10日から平成25年2月9日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表
iシェアーズ日経225
(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

		当中間計算期間末 (平成25年2月9日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		185,550,926
株式		9,192,156,600
派生商品評価勘定		26,184,800
未収配当金		12,589,500
未収利息		406
差入委託証拠金		3,200,000
流動資産合計		9,419,682,232
資産合計		9,419,682,232
負債の部		
流動負債		
前受金		26,210,000
未払受託者報酬		4,226,953
未払委託者報酬		5,072,346
その他未払費用		399,000
流動負債合計		35,908,299
負債合計		35,908,299
純資産の部		
元本等		
元本		8,660,557,860
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		723,216,073
（分配準備積立金）		813,040
元本等合計		9,383,773,933
純資産合計		9,383,773,933
負債純資産合計		9,419,682,232

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	当中間計算期間 (自 平成24年 8月10日 至 平成25年 2月 9日)
営業収益	
受取配当金	79,311,170
受取利息	61,099
有価証券売買等損益	1,792,520,710
派生商品取引等損益	34,554,225
その他収益	41,377
営業収益合計	1,906,488,581
営業費用	
受託者報酬	4,226,953
委託者報酬	5,072,346
その他費用	1,174,862
営業費用合計	10,474,161
営業利益又は営業損失()	1,896,014,420
経常利益又は経常損失()	1,896,014,420
中間純利益又は中間純損失()	1,896,014,420
期首剰余金又は期首欠損金()	1,207,838,877
剰余金増加額又は欠損金減少額	35,040,530
中間一部交換に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	35,040,530
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金()	723,216,073

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１ 有価証券の評価基準及び評価方法

株式は移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。

（１）金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における中間計算期間末日の最終相場で評価しております。

（２）金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

（３）時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２ デリバティブ等の評価基準及び評価方法

先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する中間計算期間末日に知り得る直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

３ 収益及び費用の計上基準

（１）有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

（２）受取配当金の計上基準

受取配当金は原則として、株式の配当落ち日に予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	当中間計算期間末 (平成25年2月9日現在)
1 当該中間計算期間の末日における受益権総数	831,946口
2 1口当たり純資産額	11,279円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

当中間計算期間末 (平成25年2月9日現在)	
1	<p>中間貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2	<p>時価の算定方法</p> <p>(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「（その他注記）」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。</p> <p>(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
3	<p>金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>
4	<p>金銭債権の中間計算期間末日後の償還予定額</p> <p>金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	当中間計算期間末 (平成25年2月9日現在)
期首元本額	8,919,194,310円
期中追加設定元本額	- 円
期中交換元本額	258,636,450円

2 有価証券関係

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

株式関連

区分	種類	当中間計算期間末(平成25年2月9日現在)			
		契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超 (円)		
市場取引	株価指数 先物取引	152,510,000	-	178,720,000	26,210,000
	買建				
合計		152,510,000	-	178,720,000	26,210,000

(注) 時価の算定方法

(1) 株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として中間計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。このような時価が発表されていない場合には、中間計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(2) 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

(3) 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

2【ファンドの現況】

原有価証券届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」は、以下の通り更新されます。

iシェア - ズ日経225 (平成25年1月末現在)

【純資産額計算書】

資産総額	9,533,091,245円
負債総額	161,676,143円
純資産総額(-)	9,371,415,102円
発行済数量	831,946円
1口当たり純資産額(/)	11,264円

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

2 【事業の内容及び営業の概況】

全文訂正につき、訂正後の内容を記載いたします。

<訂正後>

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務ならびに有価証券の売買の媒介および有価証券の募集に関する第一種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成25年2月末現在、以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

種類		本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託	28本	162,481百万円
	単体型株式投資信託	2本	27,796百万円
私募投資信託		71本	1,631,495百万円
合計		101本	1,821,772百万円

3【委託会社等の経理状況】

原有価証券届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」の末尾に、以下の記載が追加されます。

【中間財務諸表】

1．中間財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の中間財務諸表すなわち中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）の中間財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

3．財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

[次へ](#)

(1) 中間貸借対照表

		(単位：百万円)
		中間会計期間末 (平成24年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	2	7,155
立替金		8
前払費用		111
未収入金		19
未収委託者報酬		970
未収運用受託報酬		2,954
未収収益		406
繰延税金資産		642
その他流動資産		3
流動資産計		12,271
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	1	1,767
器具備品	1	543
有形固定資産計		2,310
無形固定資産		
ソフトウェア		14
のれん		1,898
クライアント・リレーションシップ資産		920
その他の無形固定資産		3
無形固定資産計		2,836
投資その他の資産		
長期差入保証金		963
長期前払費用		48
繰延税金資産		368
投資その他の資産計		1,380
固定資産計		6,527
資産合計		18,799

(単位：百万円)

中間会計期間末
(平成24年9月30日)

負債の部	
流動負債	
預り金	79
未払収益分配金	1
未払償還金	77
未払手数料	372
その他未払金	6
未払費用	956
未払消費税等	52
未払法人税等	147
賞与引当金	976
役員賞与引当金	66
早期退職慰労引当金	84
流動負債計	2,821
固定負債	
長期借入金	2,737
退職給付引当金	21
資産除去債務	242
固定負債計	3,001
負債合計	5,822
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,435
資本剰余金	
資本準備金	2,316
その他資本剰余金	3,846
資本剰余金合計	6,162
利益剰余金	
利益準備金	336
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	4,041
利益剰余金合計	4,378
株主資本合計	12,976
純資産合計	12,976
負債・純資産合計	18,799

[次へ](#)

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

	中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	1,913
運用受託報酬	3,586
その他営業収益	2,157
営業収益計	7,657
営業費用	
支払手数料	661
広告宣伝費	63
公告費	7
調査費	
調査費	182
委託調査費	1,219
調査費計	1,401
委託計算費	61
営業雑経費	
通信費	32
印刷費	35
諸会費	12
営業雑経費計	79
営業費用計	2,275
一般管理費	
給料	
役員報酬	107
給料・手当	1,729
賞与	639
給料計	2,475
退職給付費用	124
福利厚生費	316
事務委託費	587
交際費	19
寄付金	0
旅費交通費	90
租税公課	47
不動産賃借料	350
水道光熱費	50
固定資産減価償却費	1
のれん償却額	1
クライアント・リレーションシップ資産償却費	1
資産除去債務利息費用	1
諸経費	183
一般管理費計	4,874
営業利益	508

(単位:百万円)

	中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
営業外収益	
為替差益	2
雑益	13
営業外収益計	15
営業外費用	
支払利息	65
営業外費用計	65
経常利益	458
特別損失	
特別退職金	112
特別損失計	112
税引前中間純利益	346
法人税、住民税及び事業税	125
法人税等調整額	151
中間純利益	69

[前へ](#) [次へ](#)

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	2,435
当中間期末残高	2,435
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	2,316
当中間期末残高	2,316
その他資本剰余金	
当期首残高	3,846
当中間期末残高	3,846
資本剰余金合計	
当期首残高	6,162
当中間期末残高	6,162
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	336
当中間期末残高	336
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	3,972
当中間期変動額	
中間純利益	69
当中間期変動額合計	69
当中間期末残高	4,041
利益剰余金合計	
当期首残高	4,308
当中間期変動額	
中間純利益	69
当中間期変動額合計	69
当中間期末残高	4,378
株主資本合計	
当期首残高	12,906
当中間期変動額	
中間純利益	69
当中間期変動額合計	69
当中間期末残高	12,976
純資産合計	
当期首残高	12,906
当中間期変動額	
中間純利益	69
当中間期変動額合計	69
当中間期末残高	12,976

(重要な会計方針)

項目	中間会計期間 自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日
1. 固定資産の減価償却方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品2～15年であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 ソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 のれん及びクライアント・リレーションシップ資産の償却方法については、その効果の及ぶ期間（9年）に基づく定額法によっております。</p>
2. 引当金の計上基準	<p>(1) 退職給付引当金の計上方法</p> <p>旧退職金制度 適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職制度に基づく給付額を保証しているため、中間会計期間末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。</p> <p>確定拠出年金制度 確定拠出年金制度（DC）による退職年金制度を有しております。</p> <p>確定給付年金制度 キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。</p> <p>(2) 賞与引当金の計上方法 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金の計上方法 役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p>

項目	中間会計期間 自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日
3. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

中間会計期間末 (平成24年9月30日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物附属設備	527百万円
器具備品	621百万円
2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次の通りであります。	
当座貸越極度額	1,000百万円
借入実行残高	-
差引額	1,000百万円

(中間損益計算書関係)

中間会計期間 自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	152百万円
無形固定資産	473百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

中間会計期間 自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計 期間末株式数
発行済株式				
普通株式	10,158			10,158
合計	10,158			10,158
2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。				
3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。				
4. 配当に関する事項				
(1) 配当金支払額 該当事項はありません。				
(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間 後となるもの 該当事項はありません。				

(金融商品関係)

中間会計期間 自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日
1. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針 当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については関連当事者からの長期借入に限定しています。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。 営業債務である未払手数料はその全てが1年以内の支払期日となっております。 長期借入金は主に運転資金及び過去における経営統合時に必要とされた資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、借入先が全て関連当事者となっており、そのリスクは当ブラックロック・グループ全体で管理されております。 営業債務や借入金は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

中間会計期間
自 平成24年4月1日
至 平成24年9月30日

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日（中間期の決算日）における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

（単位：百万円）

	中間貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
現金・預金	7,155	7,155	-
立替金	8	8	-
未収入金	19	19	-
未収委託者報酬	970	970	-
未収運用受託報酬	2,954	2,954	-
未収収益	406	406	-
長期差入保証金	963	934	(29)
預り金	(79)	(79)	-
未払収益分配金	(1)	(1)	-
未払償還金	(77)	(77)	-
未払手数料	(372)	(372)	-
その他未払金	(6)	(6)	-
未払費用	(956)	(956)	-
未払消費税等	(52)	(52)	-
未払法人税等	(147)	(147)	-
長期借入金	(2,737)	(3,131)	(393)

(*) 負債に計上されているものについては () で示しています。

(注)

1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

現金・預金、立替金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

長期差入保証金

事務所敷金の時価については、事務所の敷金を当該貸借契約期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。また従業員社宅敷金の時価については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。

預り金、未払収益分配金、未払償還金、未払手数料、その他未払金、未払費用、未払消費税等及び未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

長期借入金

長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。

中間会計期間 自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日						
2. 長期借入金の決算日後の返済予定額						
（単位：百万円）						
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	-	-	-	-	-	2,737
合計	-	-	-	-	-	2,737

(資産除去債務関係)

中間会計期間 自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日	
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	
1. 当該資産除去債務の概要	当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法	使用見込期間を当該定期建物賃貸借契約上の賃貸借期間10年と見積り、割引率は1.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
3. 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減	
期首残高	240 百万円
時の経過による調整額	<u>1</u>
期末残高	<u><u>242</u></u> 百万円

(セグメント情報等)

中間会計期間 自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日				
1. セグメント情報 当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				
2. 関連情報 製品及びサービスに関する情報 (単位：百万円)				
	委託者 報酬	運用受託 報酬	その他	合計
外部顧客 営業収益	1,913	3,586	2,157	7,657
地域に関する情報 (1) 売上高 (単位：百万円)				
日本	北米	その他	合計	
5,502	1,610	544	7,657	
(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。				
(2) 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。				
主要な顧客に関する情報 政府系機関に対するものを除き、営業収益の10%以上を占める主要な顧客に該当するものではありません。				

(デリバティブ取引関係)

中間会計期間 自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日	
当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。	

(1株当たり情報)

中間会計期間	
自 平成24年4月1日	
至 平成24年9月30日	
1株当たり純資産額	1,277,439円96銭
1株当たり中間純利益	6,877円46銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の中間純利益	69百万円
1株当たり中間純利益の算定に	69百万円
用いられた普通株式に係る中間純利益	
期中平均株式数	10,158株

[前へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年2月27日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているi シェアーズ日経225の平成24年8月10日から平成25年2月9日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、i シェアーズ日経225の平成25年2月9日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成24年8月10日から平成25年2月9日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月18日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会

御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士

川本修司

印

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

若林亜希

印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第26期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

[前へ](#)